

新潟市文化スポーツ部一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市文化スポーツ部が契約する物品購入及び業務委託の一者随意契約の適正運用を確保するため、新潟市文化スポーツ部一者随意契約審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、1件500万円以上の物品購入及び業務委託について一者随意契約を行おうとするときは、その随意契約が適当であるかを審査する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には文化スポーツ部長を、副委員長には部長が指名する委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開く時間のないときは、関係委員に回議して、これに代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、当該委員会の属する部の主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２６年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第 3 条関係）

部	委員
文化スポーツ部	文化スポーツ部長、文化政策課長、歴史文化課長、スポーツ振興課長